

規制的金融制度の確立と日本銀行： 高度成長に向けた政府金融制度の構築

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮田, 美智也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/24603

規制金融制度の確立と日本銀行

— 高度成長に向けた金融制度の構築 —

宮 田 美 智 也

目 次

はじめに

I 金利の上限規制と日本銀行

II 補論 日本銀行政策委員会の成立と日本銀行

III 金融業務分野規制

IV 外国為替管理と外国為替公認銀行

おわりに

はじめに

敗戦後に構築された日本の金融制度については通常「金融機関の業務分野規制，金利規制，内外市場分断規制（いわゆる為替管理）の3つの規制」がその「基本的な枠組み」として指摘されてきた⁽¹⁾。しかし，それはもっとも肝心なことを見落としている。敗戦後にも改められることはなかった，戦時中以来の日本銀行のつぎのような法的位置づけのことである。

日本銀行の創設を定めた「日本銀行条例」（1882年）が廃止され，それが「日本銀行法」に引き継がれたのは1942年である。それは日本銀行に対し「国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ」と規定した（第2条）。その「国家目的」が戦争であることはいうまでもない。同行はそこで，その中央銀行としての役割（「通貨ノ調節，金融ノ調整及信用制度ノ保持育成」）を戦争遂行という「国家ノ政策ニ即シ」て発揮するよう求められた（第1条）。言い換えると，日本銀行はそこでは国家権力（政府）に完全に従属する「中

中央銀行」として位置づけられた。

「日本銀行法」は戦時立法である。そのような同法が敗戦後連合国軍総司令部（GHQ）の占領政策、すなわち日本経済の非軍事化、民主化政策に抵触したことは明らかである。しかし、中央銀行制度の民主化（金融制度改革）に向けたGHQの態度は、他の分野でのそれに比べ慎重だった。日本の金融機構は脆弱であり、金融恐慌が発生して占領政策の遂行を困難にすることが懸念されたからだとされている¹²⁾。

その結果、「日本銀行法」は（根本的には）改正されず、日本銀行の「主務大臣」に対する法的に従属的な立場は世紀末まで不変であった（「改正日本銀行法」の制定は1998年）。日本銀行は敗戦後半世紀余にわたってそのような法的な制約のもとで行動しなければならなかった。

戦時を脱したにもかかわらず日本銀行は戦時立法に準拠し続けていた。それこそ敗戦後日本の金融制度上もっとも基本的な特徴にほかならない。従来一般的にいわれてきた、うえで指摘したような敗戦後の金融制度上の3つの特色は、そのうえに作り上げられてきたものである。本稿はそのような見地に立ち、それら3つの制度的特徴がどのように作り上げられてきたのかを明らかにする。

- (1) 日本銀行金融研究所『〈新版〉日本の金融制度』（日本銀行金融研究所、1986年）46ページ。
- (2) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻（日本銀行、1985年）267ページ。

I 金利の上限規制と日本銀行

1. 問題の設定

戦時中の金利統制（金融統制）は敗戦後には解除される。敗戦後のインフレーションは周知のところだが、それはいうまでもなく金利を押し上げる。それが放置されているのは銀行制度（銀行経営）は成り立たないであろう。それでは、それはいかに規制されることになったのか。

本節はその制度化の動きを追う。その法的な具体化は「臨時金利調整法」の制定(47年末)だから、対象は同法の施行前後からドッジ・ラインが実施された年度の49年末ぐらいまで、そしてそれ以後の2つの時期に区分できる。インフレーションの進行下とその収束下での金利規制には違いが出てくるからである。すなわち、前者では金利上昇がその規制を必然化し、後者ではその上限の引き下げが可能になり、実行される。

2. 「臨時金利調整法」の成立

敗戦直後の9月に6大都市で銀行協会が設立されると同時に全国銀行協会連合会も設立され、ともに10月発足する。金利の全国的な統一はそれらを通じて行われるようになる⁽³⁾。すなわち、東京預金利子協定加盟銀行の協定金利が各地の銀行協会に通知されると、それにもとづいて各地で預金金利の協定が結ばれた。貸出金利については全国銀行協会連合会が水曜会(戦前からの東京所在有力銀行間の貸出金利申し合わせ団体)による協定金利を各地の銀行協会を通じて連絡し、各地ではそれに追随していた⁽⁴⁾。

銀行の協定預金金利は47年6月まで改定されることはなかった。インフレーションや46年2月にとられた金融緊急措置(国民購買力の抑制を目的として金融機関に対し預貯金、金銭信託等の払出を禁じた措置)⁽⁵⁾のために預金に対する国民の信頼が失われ、預金金利の引き上げもその吸収には(コストの割には)効果が少ないと考えられたからであろう。しかし、46年11月に始まる救国貯蓄運動の展開にともない、預金金利の引き上げ気運が生じ、東京預金金利協定銀行総会がその引き上げを決め、それが47年6月から実施された⁽⁶⁾。

他方、貸出金利は需給関係を反映して高騰した。水曜会による協定も最低金利の申し合わせだったからである。その上昇ぶりは47年6月ごろには目につくようになる。折しも成立した片山哲内閣は、新物価体系の確立を掲げる。金利の安定もその一環に含められ、日本銀行も貸出金利高騰の抑制に乗り出し、大銀行首脳と協議する。新物価体系の発表された当日(7月5日)、全国銀行協会連合会は貸出金利最高限度を決め、その厳守を各銀行協会に訴えた⁽⁷⁾。

しかし、そのような銀行間の金利協定行動に対し、47年4月公布の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）が立ちはだかる。すなわち、7月に施行された公正取引委員会に関する条項に従ってまず同委員会が発足し、その後その他条項も施行されたが、同委員会は、銀行の金利協定は独占禁止法第4条第1項第1号（「事業者は共同して」「対価を決定し、維持し、又は引き上げること」「をしてはならない」）に違反し、同第3条（「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない」）に抵触するとして、10月4日審判開始を通達した。

大蔵省は公正取引委員会の見解を受容せざるをえず、金利協定に代わる金利の規制に関する法的措置を急ぐことにした。他方、銀行側も預金金利協定と貸出金利最高限度協定の破棄を10月下旬公正取引委員会に回答した。12月26日に出された同委員会の審決書は、「統制」がやむをえず必要な場合でも、それは「国家という公的機関の手ですべきものであるという」のが、独占禁止法の「精神」であると述べ、金利協定の廃止を命じた⁽⁸⁾。

「臨時金利調整法」が制定されたのは、その直前の12月13日（47年）であった。対象となるのは銀行、信託会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会、市街地信用組合、その他貯金の受入れまたは資金の融通を業とするものであり（第1条第1項）⁽⁹⁾、対象金利にはつぎのものがあげられている。預貯金金利、定期積金金利回り、無尽掛金利回り、指定金銭信託予定配当率、貸付利率、手形割引率、当座貸越利率、コール・ローンまたはコール・マネーの利率、有価証券の引受料、戻し料、その他これに準じるもの（第1条第2項）。

そして、金利の最高限度の決定、変更、廃止は大蔵大臣が発議し、日本銀行総裁（49年6月以降は日本銀行政策委員会）が決定するものとされ、その決定に当たっては大蔵大臣の所轄に属す金利調整委員会（49年6月以降金利調整審議会と改称）に諮問されなければならない（第2条）⁽¹⁰⁾。しかも、この規定はただちに実行に移された。同法の制定直後同委員会が開かれ、その答申にもとづき、日本銀行総裁は翌48年1月6日、各種預金金利の期間別の最高限度と各種貸出金利の最高限度を決定した⁽¹¹⁾。

各種預金金利とは、定期預金（3ヵ月もの、6ヵ月もの、1年もの）、据

置貯金、定期積金、当座預金（無利子）、普通預貯金、通知預金、別段預金その他の雑預金の各金利であり、各種貸出金利とは（期限1年以内の）貸付¹²⁾、手形割引、当座貸越の各金利（前2者は同一金利）である。

ところで、「臨時金利調整法」の運用開始後金融制度の改編が進められた。それによって当然その条項は改正される。50年1月信用協同組合が、51年6月信用金庫および信用金庫連合会が、そして53年10月労働金庫および労働金庫連合会がそれぞれ同法の規制対象金融機関に加えられた。51年6月に発足した相互銀行も同法上規定はないが、銀行に含めるという扱いを受け、52年12月からの長期信用銀行と54年4月からの外国為替専門銀行はそれぞれの準拠法において銀行と同様の扱いとされた。こうして「臨時金利調整法」による規制対象は改編され、多様化する。

3. インフレーション下の金利と金利政策

「臨時金利調整法」は48年早々実施された。しかし、そのころには衰えをみせないインフレーションのもと市中金利の上昇がいちじるしく、市中金利が公定歩合を上回るという金利の不均衡状況が発生していた。公定歩合は46年10月に引き上げられ¹³⁾て以来据え置かれていたのに対し、日本銀行は47年8月から高率適用制度¹⁴⁾を強化し、ある貸出限度を越えた金融機関の日本銀行借入額に対しては、それに応じて第1次、第2次と2段階的に高率の金利を適用するという第2次高率適用策をとった¹⁵⁾からだが、その間のメカニズムは後述する。とにかく、そのような金利状況のもとでは日本銀行借入によって鞘を抜くことができる金融機関も現れる。金融機関の日本銀行への過度依存（オーバー・ローン）は構造化する。

そこで4月（48年）に、公定歩合の「市中金利との不均衡の是正」と「金融機関が極力預金の吸収に努め日本銀行信用への依存を出来る限り少なくする」よう促すためと説明して、日本銀行は公定歩合を引き上げる。ついで金融機関側からの要望に応え、7月1日「臨時金利調整法」にもとづく金利の最高限度の引き上げが行われ、その5日には公定歩合が再度引き上げられた。このときの日本銀行の説明は最高限度の引き上げへの対応措置としている。なお、その2月後の9月に市中銀行側から貸出金利引き上げの要望が出され

たが、金利調整委員会はその据置を決めた⁽¹⁶⁾。

以上のように、47年末に金利の最高限度を規制する「臨時金利調整法」が制定され、翌年早々それが実行されるという環境のもとで、公定歩合は4月と7月と2度引き上げられた。これによってたしかに日本銀行は金利政策の担い手としての主体性を確立したように見える。しかし、それはその公定歩合政策が本来の信用配分機能を果たすようになったことまで意味するものではない。被占領下であり、しかも公定歩合の変更には大蔵大臣の認可が必要という「日本銀行法」の拘束のもとでは、日本銀行の金利政策による信用配分メカニズムは人為性を加味されねばならなかった。高率適用制度が利用される。

高率適用制度はもともと日本銀行依存度の高い金融機関を個別的に懲罰することに目的があり、公定歩合の引き上げと同じ効果を狙う制度ではない。しかし、ここではそれは金融引き締め効果を担わされる⁽¹⁷⁾。日本銀行は公定歩合の適用される貸出限度額を低めればよい。いうならばそれを「低率適用」に転化させればよい。公定歩合を低めていけばいくほど、その限度以内の日本銀行借入ではすまない金融機関が多くなり、結局はすべての金融機関が第1次高率、第2次高率を適用されざるをえなくなるからである。公定歩合は不変でも実質的にはその引き上げと同じことになる。

これは公定歩合ではなく例外的な金利であるはずの第1次高率、結局は第2次高率が基準金利となることを意味する。第2次高率の適用を受ける金融機関はそれよりも低い金利でコールを取り入れることができれば、コールを取り入れて第2次高率が適用される日本銀行借入を返済することが有利となり、コール・レートは第2次高率に鞘寄せすることになるからである。市中金利（コール・レート）が公定歩合よりも高くなるという前に指摘した市場状況は、こうして生まれる⁽¹⁸⁾。

4. ドッジ・ラインの実施と金利政策

49年4月1日に実施されるドッジ・ラインがその全貌を現すのは、その直前の2月のことである。それが財政の揚超によって金融逼迫をいっそう深刻化させ、安定恐慌をもたらすことは必定であった。言い換えると、金融機関

の日本銀行依存がそれまで以上に高まるということだが、そのような見通しのもとで(「経済安定9原則」に即応する方策として2月28日に決定され、)4月1日から実施された日本銀行の政策は、公定歩合の引き上げではなく、それまで高率適用の対象外とされていたスタンプ手形や貿易手形など優遇手形¹⁹⁾も第2次高率の適用対象に含めるという高率適用制度の強化策であった。

すなわち、適用の基準は毎月、前3ヵ月の各月末の預金の平均残高とし、日本銀行借入金がその基準を1%越える銀行に対しては、商業手形割引と優遇手形担保貸付を除き、第1次高率が適用され、その12%を越える銀行のそれについては、再割引適格商業手形・優遇手形を担保とする場合とその他のものを担保とする場合を区別して、それぞれ第2次高率(後者に適用される第2次高率のほうが高い。第2次高率の2本建て)が適用された²⁰⁾。

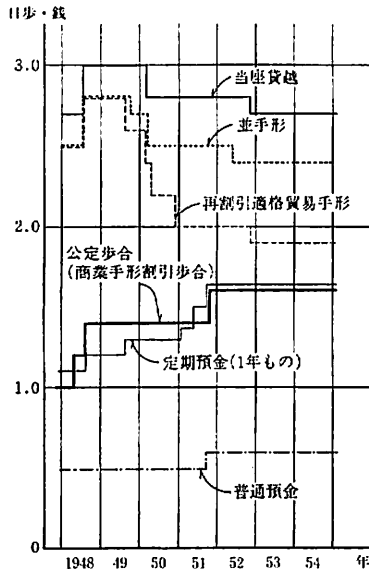
しかし、金融の逼迫は日本銀行の予想以上であり、第2次高率適用の銀行が続出した。早くも4月25日には優遇手形についての第2次高率の引き下げが決まり、6月に公布・施行される「日本銀行法の一部を改正する法律」によって設置される、後述の日本銀行政策委員会の議を待ち、7月から実施される。しかも、その間には貿易振興の見地から再割引適格貿易手形は高率適用の適用除外とすることも決められ、これも7月から実施された²¹⁾。翌50年2月にはそれがさらに大幅に緩和される。すなわち、貿易手形だけでなくすべての手形の割引を高率適用の対象外とし、優遇手形以外の担保貸付に対する第1次高率を引き下げ、さらに優遇手形担保貸付ならびに国債担保およびその他担保貸付に対する第2次高率もそれぞれ引き下げた²²⁾。

こうした高率適用制度運用の緩和措置は金利の最高限度規制にも反映された。47年6月から金利調整委員会から改称された金利調整審議会は日本銀行政策委員会から金利の最高限度の諮問を受け、その7月、再割引適格貿易手形の割引率の引き下げと預金利率の最高限度の引き上げを答申し、8月1日から実施された²³⁾。ついで8月末にも貸出金利の最高限度の引き下げにつき同様の手続きがとられ、9月に改定されている²⁴⁾。さらに12月にその改定の諮問が出され、その答申にもとづいた貸出金利の最高限度引き下げは、のちにも言及するが、翌50年2月に行われた²⁵⁾。

5. ドッジ・ライン実施後の金利政策と金利体系

「臨時金利調整法」実施後当面する時期の主要金利の法定最高限度額は図のように推移している。ドッジ・ライン実施前には貸出金利の引き上げは1度しか行われていない。インフレーション下では金利による貸出市場の需給調節には限界があると考えられ、貸出金利最高限度を一定に維持することによって資金コストの上昇を抑え、調達金利の上昇が物価に跳ね返らないように（新物価体系の維持に）配慮されたものであろう。

主要金利の法定最高限度推移
(1948年～1954年)



(注) 1. 再割引適格貿易手形金利は49年7月まで手形割引金利。
 2. 並手形金利は1件500万円超（50年3月まで）、または300万円超（50年4月以降）のもの。
 3. 公定歩合は参考のために掲げた。
 (出所) 前掲『日本銀行百年史』第5巻、167ページ (図2-8)。

ドッジ・ラインのもたらしたインフレーションの収束は、金融機関にとって一般経費率の低下をもたらした¹²⁶⁾。その結果、貸出金利最高限度の引き下

げ、預金金利とくに定期預金金利の最高限度の引き上げが可能となり、日本銀行再割引適格貿易手形についていえばその割引率の最高限度は50年には3度も改正されている⁽²⁷⁾。

まず2月には貸出金利の最高限度が全般的に引き下げられた⁽²⁸⁾。その際一般貸出を1件500万円超のものとしてそれ以下に分け、それぞれの最高限度に差をつけるとともに、書換によって6ヵ月を超えた貸付には金利加算が認められた。また、農林中央金庫の系統金融機関への貸出金利は(商工組合中央金庫の場合に鑑み)規制対象外とされた。

4月には一般貸出金利の最高限度は据え置いたまま、一般貸出から日本銀行再割引適格貿易手形および商業手形の割引と再割引適格貿易手形を除く優遇手形の貸出とを分離し、あらたにそれらに対する金利の最高限度を決め(前者は日歩2厘下げ、後者は同1厘下げ)、さらに再割引適格貿易手形以外の手形の割引および1件300万円以下の貸付についてはそれぞれの最高限度に日歩1厘の加算を認めた。これによって貸出金利の最高限度規制は当初の3本建てから8本建て⁽²⁹⁾になった⁽³⁰⁾。なお、このときの改正は市中銀行側からの要請に応えるものであった。

3度目の引き下げは11月である。再割引適格貿易手形と同商業手形の割引金利の最高限度のみだったが、それぞれ引き下げられた(前者は日歩2厘、後者は同1厘下げ)。

50年には以上のように貸出金利最高限度の引き下げが行われた。預金金利の引き上げには手をつけられていないものの、両者の乖離がせばまり(前者は借り手の金利負担を軽減させ、後者は貯蓄増強を刺激する)、インフレーション期に定着していた両者間の金利体系的な不均衡状態の是正が進んだ。しかも、50年7月には、ドッジ・ライン実施後オーバー・ローンに陥っていた金融機関が農林系統機関の余裕金を預金として高利で取り入れようとする動きが目立ち出したことを受け、金融機関相互間の預金金利も「臨時金利調整法」の規制対象に入れられた⁽³¹⁾。

その直前に朝鮮戦争が起こっている。日本銀行はその当初から金融引き締めの基調を維持していたが、ブームの盛り上がりに対し、11月高率適用制度の強化策を発表し、翌月実施する。欧米諸国では公定歩合の引き上げ策がとら

れたが、(日本の市中金利は国際的に割高なので) 公定歩合の引き上げによる市中金利の上昇が避けられようとした結果といわれている。高率適用制度の強化の第1眼目は金利への影響ではなく、オーバー・ローンの是正におかれていた。事実、上述したように、その11月には「臨時金利調整法」にもとづく貸出金利の最高限度の引き下げが行われていた。翌51年2月には高率適用制度は再強化され、その1つとして第2次高率が3本建てにされた⁽³²⁾。

そのころが朝鮮戦争ブームのピークであった。しかし、その後も投資が強行され、過剰生産状況が造成されてくる。9月には連合国との間で対日講和条約が調印され、翌年4月には占領を解かれることが決まった。日本銀行内部にもようやく過剰投資を抑制し、オーバー・ローンを是正するために公定歩合の引き上げと高率適用制度の強化を図ろうという気運が強くなってくる。

10月1日に(48年7月以来据え置かれてきた) 公定歩合が引き上げられる。しかし、国際金利水準との関係からその市中金利への影響を考慮し、小幅にとどめられたといわれている。公定歩合を金融機関の預金コストに近づけるための操作であった。高率適用制度はその最低歩合および第1次高率の適用限度額の算定方式が改められ、オーバー・ローンの度合いが強い金融機関ほどその適用額が小さくなった。10月15日から実施された⁽³³⁾。

すなわち、日本銀行がこの51年10月の公定歩合引き上げによって狙ったことは、その実態への影響(引き締め)というよりも金利体系の正常化を進める第一歩にすることにあつた。その趣旨に沿うように、52年には対象を3度に分けて貸出金利の最高限度も引き下げられる(図参照)。公定歩合と貸出金利とが漸次接近する。53年以降にはそれらに預金金利を加えた3者の関係がかなり正常化したことが窺える。しかし、それは表面上のことであつた。なぜなら、実態はつぎのとおりだった⁽³⁴⁾からである。

第1に、51年9月以降からは1件100万円以下の貸出(日本銀行再割引適格手形の割引は除く)に対する金利は「臨時金利調整法」の規制対象からはずされたことを見逃せないからである。そのような小口貸出には法定された最高限度を超えた金利が適用されたと思われる。しかも、その総貸出に占める当時の比重は、都市銀行で20%強、地方銀行で45%だった。すなわち、この措置は「臨時金利調整法」の規制(預貸金利幅の縮小)を大きく弛緩させ

る役を果たしたといわねばならない⁽³⁵⁾。

もう1つは、後述するように53年から54年にかけては金融の引き締め期にあたるが、その間公定歩合の引き上げがみられないことに留意すればよい。それにかえて高率適用制度が利用されている。それによって日本銀行は貸出の実効金利の引き上げを実現している。

そもそも金利の最高限度規制政策は貸付市場準備金が不足していること、つまり貸付は一覧払い預金を創造することだが、金融機関がその支払準備金たる預金を集積できないことにもとづく。そして、そのうえにインフレーションという条件が加わるという状況のもとで、「臨時金利調整法」は制定された。後者の条件が消滅すれば（ドッジ・ライン後）、金利規制政策を成り立たしめる基礎は前者だけになる。「臨時金利調整法」はその規制対象とする貸出金利についてはその水準の引き下げに効果を発揮できるようになる⁽³⁶⁾。しかし、構造的に市場資金不足経済のもとにあって金融が逼迫してくると、公定歩合操作だけによる金利の調節（金利体系の正常化）は無理なのである。

(3) 戦前における預金金利および貸出金利の決定に関しては、簡単にだが、別稿で扱う予定である。

(4) 前掲『日本銀行百年史』第5巻，153ページ；大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻（東洋経済新報社，1976年）235ページ。

(5) この預金封鎖措置は「金融緊急措置令」にもとづく金融緊急措置だが、それにはもう1つ大きな柱があった。「日本銀行券預入令」である。流通中の日本銀行券を強制的に金融機関への預貯金や金銭信託として預入させる措置である。現在通用している銀行券の通用力の有効期限を限り、その間に預入させるとともに封鎖預金扱いし、期限切れ後に一定限度額に限り新券で払い戻した（前掲『日本銀行百年史』第5巻，39-40ページ）。

(6) 前掲『日本銀行百年史』第5巻，38，153-154，156-157ページ。

(7) 同，154-156ページ。

(8) 同，157-160ページ；前掲『昭和財政史』第12巻，237ページ。

(9) 郵便局はいうまでもなく、このなかには含まれない。それは「郵便貯金法」のもとにある。それ（第11条）によると、郵便貯金金利の変更は郵政大臣による郵政審議会への諮問と、その答申を踏まえた閣議決定（政令公布）をもってなされる。すぐ後述するように、預金金利の決定方式とは異なる。この金利の決定の2元化はのちに「郵貯戦争」の火種となる。

- (10) この規定については、大蔵大臣の発議と金利調整委員会への諮問を要するとはいえ、日本銀行は金利操作の主導権を事実上手に入れたということではできる（前掲『昭和財政史』第12巻，241ページ）。しかし、大蔵大臣から発議されなければ、日本銀行は市中金利への影響力を行使しえないという規定でもある（前掲『日本銀行百年史』第5巻，162-163ページ）。
- (11) 全国銀行協会連合会「金利規制方式と金利構造」（全国銀行協会連合会『金融』第225号，1965年12月）12ページ。
- (12) 金利調整委員会答申が、この金利規制は返済期限1年以上の長期金融，融資準則上の丙種貸出には適用しないとしていた（前掲『昭和財政史』第12巻，240ページ）ことにもとづき、短期貸出金利のみを対象として最高限度が決められた。インフレーション状況のもとでは長期貸出は短期金融に対し比重を著減させており、また「金融機関資金融資準則」（最重要産業の所要資金を優先的に確保し、不急産業への資金の融通は極力抑制するために、47年2月に出された規制で、貸出優先順位が決められた。丙種は4段階の最後を意味した）上丙種貸出もその性質上対象外とされた（全国銀行協会連合会，前掲稿，12ページ）。
- (13) このときの公定歩合の引き上げは敗戦後2回目に当たる（1回目は同年4月）が、戦時補償債務打ち切り（戦時中政府が各種の法令や契約等によって、軍需会社や保険会社等に対して公約していた損失または損害の補償について、敗戦後に生じたその補償債務の支払いを全面打ち切るという措置。決定は46年8月）による企業・金融機関の整理と再建の促進、そして貯蓄増強（11月からは前述のとおり救国貯蓄運動が展開されてくる）という政策目的に沿うものであった（前掲『日本銀行百年史』第5巻，73ページ）。
- そのような意味では、この公定歩合の引き上げはインフレーション下で行われたとはいえ、それをインフレーション対策とみなすのは妥当ではないように思われる。
- (14) この制度は敗戦直後は大銀行（7行）に対する「貸付利率調整制度」として使われていたが、その後それ以外の銀行への貸出も増大し、しかも固定化する傾向が強まってきたので、日本銀行は37年に廃止されていた全取引先に対する高率適用制度を46年1月に復活させることとなった（前掲『日本銀行百年史』第5巻，28-29ページ）。しかし、その8月に停止され、翌47年3月にあたらしい装い（対象に銀行だけでなく信託会社，農林中央金庫，商工中央金庫を含めた）のもとに復活する（同，96ページ）。
- (15) 前掲『昭和財政史』第12巻，387ページ；前掲『日本銀行百年史』第5巻，109ページ。
- (16) 前掲『日本銀行百年史』第5巻，191-197ページ；前掲『昭和財政史』第12巻，243-245ページ。
- (17) 47年3月に（一万田尚登総裁のもとで）高率適用制度が復活したときにはすでに

に、それには公定歩合引き上げに代わる役割が期待されていた。当時は公定歩合の引き上げには上述したように「日本銀行法」の制約があったが、高率適用制度の利用であれば、それから逃れられるうえ、また SCAP (連合国軍最高司令官) に対する説明も簡単に済んだからである (吉野俊彦『戦後金融史の思い出』(日本経済新聞社、1975年) 148-150ページ)。

- 118 吉野俊彦・中川幸次『金利の解説』(日経文庫、1980年) 123ページ。
 119 スタンプ手形制度も貿易手形制度も46年8月に決定された戦時補償債務打ち切りに対し、その後の経済再建に向け日本銀行が明らかにした方針に沿って、同月末に導入された制度である (前掲『日本銀行百年史』第5巻、67ページ)。

スタンプ手形とは、緊要な生産部門が必要とする運転資金の調達のために振り出した手形で、しかも取引先銀行の依頼にもとづいて日本銀行の本支店および事務所において手数料なしでスタンプを押印された手形のことである (くわしくは『日本銀行スタンプ手形制度解説』(1946年8月) (前掲『昭和財政史』第12巻、168-172ページ所収) 参照)。この手形を担保にした日本銀行貸出には優遇金利 (国債以外のものを担保とする貸付最低利子歩合) が適用され、しかもそれは高率適用制度の対象外とされた (同、167-168ページ; 前掲『日本銀行百年史』第5巻、69ページ)。

貿易手形制度とは、食糧など緊急物資の輸入のための見返輸出が円滑に行えるようにするために、輸出代行機関振出、貿易庁確認済の輸出手形に対し、期間3ヵ月以内の金融をつける制度である。当時の貿易制度 (簡単にだが、後述する) に即して振り出される輸出手形をスタンプ手形と同じく日本銀行による優遇貸出の適格手形とし、高率適用も免除する制度である。ただし、輸入代行機関も輸入品の売却までの諸掛り支払いにつきこの制度で1ヵ月以内の金融を受けることができた (前掲『昭和財政史』第12巻、172-175ページ; 前掲『日本銀行百年史』第5巻、69ページ)。

これら手形制度は状況を鑑みて日本銀行みずから創設した。そのような日本銀行の見地は、そのすぐあとの10月に行われた公定歩合変更の際に鮮明になる。これら両手形を担保とする貸付利子率は据え置いたのに対し、国債担保貸付利子率は引き上げ、両者同一としたからである。国債優遇方針が修正される (前掲『日本銀行百年史』第5巻、73ページ (表2-3)、74ページ)。

- 120 前掲『日本銀行百年史』第5巻、329ページ; 前掲『昭和財政史』第12巻、388ページ。
 121 そして、優遇手形に対する優遇効果を高めるために、10月に日本銀行は、従来金融機関に対し最低歩合、第1次高率、第2次高率と順を追って借入枠を使用させていたのを改め、その申し出によって適宜枠を使用させるようにした (前掲『日本銀行百年史』第5巻、331ページ)。
 122 前掲『日本銀行百年史』第5巻、330、331ページ; 前掲『昭和財政史』第12巻、

388-391ページ

- 23 このとき対象にされた貸出金利は貿易手形の割引金利の最高限度のみだったことが注目される。貸出の性質によって規制に差を設ける方向へ第一歩が踏み出されたと評価されている（前掲『日本銀行百年史』第5巻, 165ページ）。
- また、このときには長期金利下げの第1段階として事業債発行条件が改定され、8月発行分から優良事業債の発行者利回り、応募者利回りが引き下げられている（同, 333ページ）。
- 24 この改定においては10月発行分の債券につき（前回のように）優良事業債だけでなく、一般事業債の金利の引き下げも決められた。その他、日本興業銀行債（割引債のほか利付債。後者は46年3月以後発行停止されていたが、この9月から発行開始された）の発行条件も引き下げられ、それに従って発行条件が割高になった地方債のそれは11月に改定された（前掲『日本銀行百年史』第5巻, 334ページ）。
- 25 前掲『昭和財政史』第12巻, 392-393ページ；前掲『日本銀行百年史』第5巻, 165, 330, 333ページ。
- 26 普通銀行の一般経費率は48年下期5.314%のピークから55年上期3.009%に低下している（日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和36年版, 103ページ）。
- 27 前掲『日本銀行百年史』第5巻, 165, 166, 172, 334-337ページ。
- 28 日本銀行はその直前の1月、そのときから民間輸入貿易の禁止が一部を除き解除されたことを受けて、輸入貿易手形を再割引適格手形として扱うことにしていた（前掲『日本銀行百年史』第5巻, 340ページ）ので、このときをもってその市中貸出金利も「臨時金利調整法」の規制下に入る（同, 337ページ注(4)）。
- 29 すなわち、当初の規制は割引、貸付、当座貸越（普通銀行の貸出中に占める当座貸越の比率は当時2%にも満たない状態だった）の3区分で行われていたが、50年4月改正段階では日本銀行再割引適格貿易手形の割引、同商業手形の割引（1件300万円超、それ以下）、日本銀行優遇手形（1件300万円超、それ以下）、その他の手形の割引ならびに貸付（1件300万円超、それ以下）、当座貸越の8区分のもとに貸出金利の最高限度が定められている（前掲『日本銀行百年史』第5巻, 164, 335ページ（表5-1））。
- 30 この改定においては債券（事業債、地方債、興銀債）の発行条件の引き下げも行われた（前掲『日本銀行百年史』第5巻, 336-337ページ）。
- 31 前掲『日本銀行百年史』第5巻, 165-166ページ。
- 32 同, 390-391, 393ページ。
- 33 同, 409-410ページ。
- 34 同, 168-169ページ。
- 35 全国銀行協会連合会, 前掲稿, 13ページ。
- 36 全国銀行協会連合会は、「臨時金利調整法」は貸出金利水準の引き下げという目的を十分果たしたとしている（全国銀行協会連合会, 前掲稿, 14ページ）。

II 補論 日本銀行政策委員会の成立と日本銀行

前節第4項では日本銀行政策委員会に言及された。しかし、そこでは行論の関係上それについて叙述できなかった。ここでそれを行う。その創設は49年6月である。「日本銀行法」で規定された日本銀行と大蔵省の関係を敗戦後の49年段階を背景として論じることになる。

金融制度の改革論議はGHQ（財政金融課）に先駆けて敗戦の年10月から日本側で独自に進められ、47年中までにいくつか試案も出されていた⁽³⁷⁾。そのような日本側の気運に対応して、また46年3月「日本の財閥に関する調査団」報告（通称「エドワーズ調査団」報告⁽³⁸⁾）が出され、以後GHQ（反トラスト・カルテル課）の経済力集中排除政策が動き出してきたことに刺激され、47年に入ってからGHQも金融改革に乗り出す。なぜ経済力集中排除政策の展開がここで一つの契機となったのかといえは、その対象に銀行が入ることになれば、金融制度の抜本的な改編は必至だからである。事実、47年末には「過度経済力集中排除法」が制定され、大銀行にはその適用（大銀行の分割）が避けられないことが、翌48年1月GHQから示唆された⁽³⁹⁾。

48年初頭、アメリカの対日占領政策の転換が公式に発表される⁽⁴⁰⁾。国内外の政治次元のこと⁽⁴¹⁾は別としていえば、いつまでもインフレと縮小再生産の悪循環から脱却できない状況の打開に向け、（非軍事化、民主化よりも）経済の安定化、自立化を優先させることにその目標が移される。7月末にGHQは持株会社整理委員会を通じ「過度経済力集中力排除法」を銀行には適用しないことを発表し⁽⁴²⁾、SCAPは同じく7月に「経済安定10原則」を出し、11月に内示した「企業3原則」を翌月公表する。そして、その12月アメリカ本国から「日本経済安定に関する9原則」が指令として出される⁽⁴³⁾。

大銀行の分割を契機とするような金融制度の全面的な改編は先送りされることとなった。しかし、その間GHQの内部では総合的な金融業法の制定に関する構想が練られていた⁽⁴⁴⁾。その基本指針（「新立法による金融制度の全面的改正」）は48年8月に非公式にだが、はじめて日本政府、日本銀行に示された⁽⁴⁵⁾。銀行については株式保有や役員の兼任の禁止、大口投融资の制限、銀行業務と証券業務の分離等の措置を講じ、その企業支配を排除することが

盛られているが、大眼目は大蔵省から独立して政治色のない政府機関（board）を設置すること、日本銀行を中央準備銀行として改組することにおかれた。

すなわち、その政府機関（「ボード」、「バンキング・ボード」）に通貨・金融に関する政策の決定と実行の権限、およびあらたに立法せらるべき金融業法を実施する権限を与えるとともに、日本銀行を含む全金融機関に対する規制・監督の権限を集中させる。中央準備銀行としての日本銀行の株式は民間金融機関に保有させ、その一般的な政策と運営を指揮監督する取締役会の構成員は、日本各地の金融界その他各界のなかから株主（民間金融機関）と政府によって民主的に選任された者とする⁽⁴⁶⁾。

しかし、それに対しアメリカ本国（陸軍省）から10月、金融当局の設置という狙いには賛成だが、日本経済のおかれた現状のもとでは提案された改革を実施しても成功はおぼつかないのではないかと、当面は改革の立案に引き続き努めるべきだという意向が伝えられ、さらに12月には、当面もっとも現実的な方策は「バンキング・ボード」の設置よりも日本銀行の権限拡大（「日本銀行法」の改正）であるという提案がなされた⁽⁴⁷⁾。

以上のようにGHQとアメリカ本国の見解は対立した⁽⁴⁸⁾。しかし、そのなかから「バンキング・ボード」に代わるものを日本銀行内部の最上位に（理事会の上位に）「ポリシー・コントロール・ボード」として設ける案が浮上してくる。49年1月にはGHQにおいてまとめられ、3月はじめまでに本国政府との意見調整も終わる⁽⁴⁹⁾。

こうして5月「日本銀行法の一部を改正する法律」が成立し、翌月政策委員会が発足する。その任務は「第十三ノ三第一号ニ規定スル日本銀行ノ業務ノ運営、中央銀行トシテ日本銀行ノ機能及他ノ金融機関トノ契約関係ニ関スル基本的ナル通貨信用ノ調節其ノ他ノ金融政策ヲ国民経済ノ要請ニ適合スル如ク作成シ指示シ又ハ監督スルコト」とされた（第13条の2）。具体的には10号にわたる所掌事項が列挙されている（第13条の3）。

それらの事項中つぎの3つ、すなわち①割引歩合および貸付利子歩合の決定・変更（第2号）、②割引引く手形の種類・条件および貸付の担保の種類・条件・価額の決定・変更（第3号）、③公開市場操作における債券の種類・

条件・価額ならびに同操作の開始および停止の時期の決定・変更(第4号)が注目点である。

というのは、旧「日本銀行法」のもとでは基準割引歩合および基準貸付歩合の変更、ならびに公開市場操作をする債券の種類は大蔵大臣の認可を必要としていたからである。そこでつぎに、改正法における日本銀行の業務(第3章)をみると、7号にわたる業務が列挙され(地金銀の売買は第6号業務とされている)、その第5号に債券の売買があげられているが、債券の種類に対する大蔵大臣の認可は廃止されている。また、手形の割引業務はその第1号に示されているが、基準割引歩合および基準貸付歩合の決定・変更についての、大蔵大臣の認可も廃止されている(第21条)。

しかしながら、そのような権限を付与された日本銀行政策委員会の設置にもかかわらず、大蔵大臣(大蔵省)の権限は実質的には何ら失われていないといわねばならない。なぜなら、うえにみたような金融政策運営に関する認可権の大蔵大臣からの剥奪は、日本銀行が本来あるべき姿を得たにすぎないからである。さらにつぎの理由があげられる。

(将来における準備預金制度導入を見越して)預金準備率の変更も政策委員会の所掌事項のなかに盛られている(第6号)。しかし、57年5月制定の「準備預金制度に関する法律」においては、それは大蔵大臣の認可を要するとされた(第4条第3項)。

もっと決定的なことだが、第6章「監督」の各条は手つかずに残された。政策委員会が日本銀行内部の組織である限り、それへの大蔵大臣の監督権(第42条)は揺るがないということになる。業務命令権(第43条)、監理官による監視制度(第45条)しかりである³⁷⁾。

37) 前掲『日本銀行百年史』第5巻第3章4(1)参照。

38) さしあたりその報告の冒頭部分に収められている要約(Summary of Recommendations, Report of the Mission on Japanese Combines, headed by Corwin D. Edwards, to the Department of State and the War Department, March, 1946(前掲『昭和財政史』第20巻(1982年)339-344ページ参照。同、第2巻(1982年)148-157ページはその内容を紹介している。報告の全文は日本銀行金融経済研究所編『日本金融史資料』昭和統編第24巻(大蔵省印刷局, 1995年)126-286ページに収められている。

- 39) Telegram No.260433 from SCAP(MacArthur) to Dept. of the Army, Determining De-concentration of Excessive Economic Power and the De-concentration Review Board, January 26, 1948 (前掲『昭和財政史』第20巻, 397-399ページ) 参照。
- 40) Speech on American Policy towards Japan, by Kenneth C. Royall, Secretary of the U.S. Army, January 6, 1948 (前掲『昭和財政史』第20巻, 183-186ページ)。
- 41) 国内的には社会主義運動の盛り上がり, 激化がそのような転換の契機として指摘できる。全国的規模で労働者がストライキに打って出ようとしたのに対し, SCAP (マッカーサー) が禁止令 (ゼネスト禁止令) を出したのは47年2月である。国際的にも46年 (「鉄のカーテン」演説) から兆していた東西冷戦が47年にまずはヨーロッパを舞台に本格化し (「トルーマン・ドクトリン」「マーシャル・プラン」の発表), アジアにおいても中国で46年7月国共内戦が本格化してくるなど, 社会主義勢力の伸長がその背景にある。中華人民共和国が建国されるのは49年1月である。
- 42) Memorandum by Edward C. Welsh, Chief, Anti-Trust and Cartels Division, ESS, Banks and the Deconcentration Law, July 30, 1948 (前掲『日本金融史資料』昭和統編第24巻, 365-366ページ)。アメリカの対日占領政策の転換によって大銀行は分割を免れたことになる。
- 43) 宮田美智也「政府金融機関の創設と財政投融資制度の発足」『金沢大学経済学部論集』第23巻第1号 (2002年11月) 22-23ページ。
- 44) その最初の構想が Memorandum, Walter K. LeCount, Chief, Finance Division, ESS, to Major General William F. Marquat, New Overall Banking Law, March 5, 1948 (前掲『日本金融史資料』昭和統編第24巻, 392-424ページ) であり, それをめぐってGHQ (ESS) 内部で検討が加えられた。それを示す文書は, 前掲『日本金融史資料』昭和統編第24巻, 425-447ページに収められている。
- 45) Memorandum, ESS to The Ministry of Finance, the Economic Stabilization Board, the Bank of Japan, Informal, Overall Revision of the Banking Structure through Enactment of New Legislation, August 17, 1948 (前掲『日本金融史資料』昭和統編第24巻, 447-449ページ) 参照。
- 46) これに示唆を受け, 大蔵省は「バンキング・ボード」および日本銀行の改編の部分を取り離して (そのような方法がとられたのは, 後述するようにその「ボード」構想は本国政府からは受け入れられなかったために, GHQ としても「ボード」の設置さらに日本銀行の改組について最終的な方針を決めかねていたからだと考えられる), 一般金融機関に関する法令の制定による金融制度改革を扱った「金融業法案要綱」を48年末までに作成したが, 立法化にはいたらなかった (くわしくは前掲『昭和財政史』第13巻 (1983年)「金融制度」編第3章第2節参照)。
- 47) Incoming Message, CSCAD ECON(Department of Army) to SCAP, Proposed Banking Reform Program, October 27, 1948 (前掲『日本金融史資料』昭和統編第24

巻, 466-468ページ), Incoming Message, CSCAD ECON(Department of Army) to CINCFE(Commander in Chief, Far East Command, General Headquarters), Regarding Memorandum ESS/FIN 010 Dated May 28, 1948, December 17, 1948 (同,493-498ページ) 参照。

- (48) うえで触れた48年12月(17日付)のアメリカ政府(陸軍省)の提案(日本銀行の権限拡大案)に対してもESS内部からは反対意見(Memorandum, Clifford E. Cagle, Chief, Bank of Japan Unit, Finance Division, ESS, to LeCount, Banking Legislation, December 28, 1948(前掲『日本金融史資料』昭和統編第24巻, 498-501ページ; 前掲『昭和財政史』第20巻, 817-819ページ)が出されていた。
- (49) Memorandum, LeCount to Marquat, Proposed Banking Law, December 31, 1948(前掲『日本金融史資料』昭和統編第24巻, 502-503ページ; 前掲『昭和財政史』第20巻, 819-820ページ), Outgoing Message, SCAP to the Department Army, Banking Reform, February 21, 1949(前掲『日本金融史資料』昭和統編第24巻, 512ページ)参照。
- (50) さらに通貨発行審議会の設置と廃止も以上の見解を補強するであろう。簡単に言及しておく。

「日本銀行法」によれば銀行券の発行限度の決定は大蔵大臣の権限とされ(第30条), 限外発行も大蔵大臣の認可が必要であった(第31条)。47年4月公布の「日本銀行法の一部を改正する等の法律」はそこを改正した。すなわち, 前者における大蔵大臣による発行限度額の決定には通貨発行審議会の議決にもとづき閣議を経ることという条件がつけられ(第30条), 後者の限外発行規定はつぎのように改正された。日本銀行に限外発行は認められるが, 15日を超えてその発行を継続する場合には大蔵大臣の認可が必要であり(第31条), 30日を超える限外発行については大蔵大臣は通貨発行審議会の議決にもとづいてそれを認可できる(同第2項)とし, 限外発行税を設けた(第31条の2)。さらに関連して, 第32条第2項に列挙された発券の保証物件のうち外国為替と地金銀を除くもの(商業手形など)について, 大蔵大臣は通貨発行審議会の議決にもとづきそれぞれの保証充当限度を定めるという一項が第32条に付加された。

通貨発行審議会は47年末総理大臣所轄で発足する。毎四半期ごとに発券限度額等を検討し, その議決にもとづいて限度額も改定された。49年6月に経済安定本部に所轄が移され, 52年8月の行政整理によって経済安定本部の廃止とともに廃止された。その直前に「日本銀行法」における該当部分を削除するその一部改正がなされ, 発行限度や保証充当限度などに関する大蔵大臣の権限は旧に復した(前掲『日本銀行百年史』第5巻, 135-152ページ; 前掲『昭和財政史』第4巻(1977年)499-503ページ)。

Ⅲ 金融業務の分野規制

1. 問題の設定

GHQの金融制度改革に対する姿勢はさきに指摘したように慎重であった。「日本銀行法」改正に手がつけられず、そのうえ銀行は「過度経済力集中排除法」の適用を免れたことが、その具体的な現れであった。しかし、それは金融制度のうち普通銀行制度に関してであり、特殊銀行制度や証券制度についてはそうではなかった。

本節は敗戦後の金融制度改革とはすなわち金融業務の分野規制であったことを明らかにする。

2. 「証券取引法」と証券業

敗戦後の証券取引制度にアメリカのそれが取り入れられるのはいわば自然の成り行きであった。まず47年3月「証券取引法」が制定される。しかし、その大部分は施行されることのないまま翌48年5月全面改正され、その第65条は、投資目的や信託契約にもとづく場合を除き、銀行等による証券業務を禁止した⁽⁵¹⁾。証券業から銀行業を分離させるこの立法は民間証券を対象とし、国債、地方債、政府保証債に関しては適用を除外された。利益相反を防ぎ、預金者の保護にその趣旨があるとされた。

そして、GHQは49年5月に証券取引所が再開される直前の同年4月、取引所に対し①取引は行われた順に時間的に記録すること、②(一定の例外を除き)取引は取引所へ集中すること、③先物取引は行わないことという3原則を指示する。東京、大阪、名古屋の3取引所はその3原則のもとに3年9か月ぶりに再開される。その後その他の地方取引所も立会を開始するが、市況の低迷はいかんともしがたく、その打開が画される。

まず50年2月に日本銀行の援助を得て、日本証券金融(株)が証券金融の専門機関として発足し、ついで各地にも証券金融会社が設けられる(合計9社。日証金、大証金、中証金の3社に統合されるのは55年のことである)。そして、(朝鮮戦争の戦端が開かれてからちょうど1年後の)51年6月には信用取引が導入され、貸借取引が行われるようになるとともに、証券投資信託法

が施行され、それにもとづく投資信託がスタートを切る⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾。

銀行業から分離された証券業にとっては以上のように、51年半ばまでに株式流通市場のための制度が整備された。それは、現物取引にもとづく証券業が成り立つうえで必要な証券、なかんずく株式だが、その流通市場準備金が枯渇している状況のもとで、それへの対応にほかならなかった。同じことは銀行による信用配分機能についても当てはまる。信用の供給には支払準備金の形成が不可欠だが、それにはきびしい限界があったからである。そこから長期金融（資本信用）制度を整備し、その短期金融（銀行信用）制度との分離規制が必然化する。ここで（広義の）銀行制度の内部に目を転じ、長期金融機関の再編成過程を論じよう。

3. 長期金融と短期金融の分離規制

1948年には信託会社6社が銀行に転換して信託銀行と改称し、「普通銀行ノ……信託業務ノ兼営ニ関スル法律」（1943年）にもとづいて信託業務を兼営し始めていた。51年6月には証券投資信託の受託が、またその翌年6月にはさらに市中消化を原則として貸付信託の取扱が認められた。その貸付は緊急産業へ重点配分されるであろう⁽⁵⁴⁾。

そして、その間の50年3月末には「銀行等の債券発行等に関する法律」が、同4月1日には「日本勸業銀行等を廃止する法律」がそれぞれ施行されていた。前者でいう「銀行等」とは「銀行法」にもとづく普通銀行のみならず日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行の特殊銀行のほか、農林中央金庫、商工組合中央金庫を含んだ（同第1条）が、実際の運用では債券発行の実績のない普通銀行は除かれた。後者は特殊銀行の3行を廃止した。それらは普通銀行となり、優先株の発行を行い、農林中央金庫、商工組合中央金庫の場合の優先出資ともども見返資金による引受を受け、金融債発行余力を拡大させることができた。しかも、12月からはその金融債引受には預金部資金の動員の道がつけられた⁽⁵⁵⁾。

しかし、そのころ日本勸業銀行と北海道拓殖銀行は日本興業銀行とは違い、すでに普通銀行化の道を歩んでいた。そうでなくとも、一部の普通銀行のみが特殊的に債券を発行し、長期金融を営むというのは、銀行制度上変則であ

ることは明らかである。そのことがドッジにはつぎのように認識された。「全特殊銀行を廃止し、全銀行を商業銀行にしたという根本的な誤り」のために、長期金融を行ってきた銀行はその固有の業務領域を失って普通銀行と競争せざるをえなくなり、また普通銀行は「要求払預金にもとづく」過剰な長期信用を抱えることになった⁽⁵⁶⁾と。52年12月オーバー・ローン解消を標榜して「長期信用銀行法」が施行される（制定は同6月）⁽⁵⁷⁾。それを機に日本興業銀行は長期信用銀行に転換し、日本長期信用銀行が新設される。

こうして52年末には旧来の特殊銀行制度の流れを汲む長期信用銀行制度が発足する。長期信用銀行は預金業務を制約される代わりに金融債による準備金形成を認められ（そのオーバー・ローン解消という設立の目的上、金融債は当初から普通銀行による消化が意図された）、それをもとに長期貸出（現金的信用創造業務）を営むものとされた。金融のいわゆる長短分離規制が成り立つ⁽⁵⁸⁾。

そして、長期信用銀行業務の普通銀行業務（振替的信用創造業務）との違いが踏まえられ、54年12月には貸付信託業務を主軸とする信託銀行業務についても、その銀行業務との分離が行政指導される。通常銀行・信託の分離体制といわれるが、信用理論的にみたその本質は長短分離体制の一部にほかならない^{(59) (60)}。なお、第3の長期信用銀行として日本不動産銀行が設立されるのは、「神武景気」の最終局面の57年4月である。

金融市場（銀行信用、資本信用）においても証券市場（擬制資本信用）の場合と同じく、そこで形成される信用を支える支払準備金が必要である。しかし、それが決定的に不足していたのが、敗戦後日本の実状であった。そこから以上のように、供給される信用の範疇に即して銀行制度を整備し、銀行業務分野の区分けがなされた。

- 6) 投資目的による証券（株式、社債）保有に関しては、株式につき独占禁止法がその保有を制限する（47年7月施行）。すなわち、それは「持株会社は、これを設立してはならない」（第9条第1項）、金融業以外の事業を営む会社は「他の会社の株式（議決権のない株式は除く。以下同じ）を取得してはならない」（第10条第1項）と、純粹持株会社と事業会社の持株を禁止し、金融業を営む会社の株式取得については、「自己と競争関係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を取得

してはならない」(第11条第1項)と定めよう、その総資産が五百万円を超えるものは、他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を保有してはならないとし(同第2項)、一般に「会社は、他の会社の資本金額の百分の二十五に相当する金額を超えてその会社の社債(銀行業を営む会社の社債を除く)」を保有してはならないと規定した(第12条)。

48年頭には前述のとおりGHQの対日占領政策の転換が公式に明らかになる。経済の自立化、安定化目標が前面に出てきて、外資導入による生産回復の途が主張されるようになり、独占禁止法の改正が模索される(くわしくは前掲『昭和財政史』第2巻(1982年)、第4章第4節参照)。すぐ後述するように証券市場の再開はその49年5月である。財閥本社などの保有株の大量放出を伴う証券民主化政策の遂行上もその受け皿(消化先)を用意しておく必要もある。改正は49年6月に実現する。

すなわち、純粹持株会社(第9条)に関しては「会社は、国内において持株会社となつてはならない」の項が新設され、その禁止規定は揺るいでいない。しかし、事業会社は(競争会社の株式または社債の保有は禁止されるものの)競争を実質的に減殺したり、不公正な方法による場合を除けば、他の会社の株式または社債の保有を認められ(子会社は競争会社とは解釈しない)(第10条関係)、金融会社の株式保有を5%以内に制限した規定につき、総資産500万円以上という限定が削除され、5%ルールはすべての金融会社に適用されることになり(第11条関係)、社債保有規定の第12条は削除された(以上の改正条項については前掲『昭和財政史』第2巻、597ページ参照)。

当面する時期においては、53年9月に第2次改正が行われた(その背後には財政投融资制度の発足が必要とされたのと同じ事情がある。宮田、前掲稿、25ページ以下参照)。事業会社の持株を制限する規定(第10条関係)が、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」と改められた。また、金融会社による株式制限のルール5%が10%に拡大された。

- 52 企業金融制度の整備についても言及しておく。50年5月に商法が改正施行され、授権資本制度や無額面株式、株式配当、株式分割などの制度が導入された。また、ほぼ時を同じくして、自己金融を促すべく固定資産の再評価が始められた(50年4月)。第2次は51年、第3次は53年に行われた。その間の51年7月には再評価積立金の資本組入(株式の無償交付)が始められている。
- 53 信用取引制度は(市場取引は実物取引で行いながらも)仮需給(投機性資金)の市場への導入を可能にするだけでなく、日本銀行信用を(銀行ではなく)証券金融会社を通じて株式(流通)市場に注入することを可能にする。他方、投資信託は市中に散在する、価格変動リスクに対して臆病な零細資金の市場動員を託された制度であることはいうまでもない。
- 54 貸付信託法の制定については前掲『昭和財政史』第13巻「金融制度」編第5章

第3節参照。

- 55) 宮田, 前掲稿, 10ページ。
- 56) Letter, Joseph M. Dodge, to Ralph W. E. Reid, Chief, Far Eastern Affairs Branch, Office for Occupied Areas, OSA, February 19, 1951 (前掲『日本金融史資料』昭和統編第24巻, 590ページ)。
- 57) 長期信用銀行法の制定については, 前掲『昭和財政史』第13巻「金融制度」編第4章第3節参照。
- 58) 金融市場資金の不足が以上のとおり銀行業の長短分離体制形成の根源だが, それへの対応にはもう一つ, 金融市場への財政資金の注入ルートの敷設ともいうべき, 政府系金融機関創設の道が求められたことを見逃せない。銀行では担い切れない長期輸出金融(プラント輸出金融)の課題を託されて, 日本輸出銀行が51年2月に開業(設立は前年末)し(52年4月から日本輸出入銀行に改組), 同年5月には銀行による長期金融の「補完」と「奨励」を目的として, 日本開発銀行が開業(設立は4月)しているからである(宮田, 前掲稿, 18-20ページ)。
- 59) 以上のような長期金融機関の整備と並んで中小企業金融機関の整備も同時に進められた。まず, 49年7月に中小企業等協同組合法が公布施行され, 市街地信用組合以外の組合はすべて50年2月までに信用協同組合に, また市街地信用組合も同4月から信用協同組合に改組した。しかし, その多くは51年6月信用金庫法の施行にともない, 信用金庫に転換した。そして, その同じ6月には相互銀行法が公布施行され, それまでの無尽会社を改組した相互銀行も成立した(前掲『昭和財政史』第13巻「金融制度」編第5章第2節2, 3参照)。
- さらに, 商工組合中央金庫にもふれておく。戦後商工債券の発行を閉ざされていたが, 50年3月末にはその再発行を認める法律(「銀行等の債券発行等に関する法律」)が施行され(50年4月は上述のとおり特殊銀行制度が廃止された年だが, この法律によって旧来の特殊銀行3行のほか, 商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 東京銀行が金融債の発行を行った), また51年末までその取引先は所属組合に限られていたのが, それ以後はその構成員にまで拡大されるなど, 業務の拡張が実現された(同, 第5章第2節6, 第4章第1節2および第2節参照)。
- 60) 信託銀行の与える信用は資本信用だからである。信託銀行の営む信用創造も長期信用銀行と同じく現金的信用創造である。貸付信託受益証券の販売代わり金をもとにした信用供給がその基本業務だからである。

IV 外国為替管理と外国為替公認銀行

1. 問題の設定

理論的にいえば, 「銀行の銀行」(銀行間市場の総括者)である中央銀行は,

周辺国の場合「外国為替銀行の外国為替銀行」でもある⁶¹⁾。外国為替市場(外国為替銀行間取引)の総括者という意味である。当該国の対外支払準備(管理通貨制のもとでは外国為替準備)はそこに集約される。

その場合、対外支払準備がつねに枯渇状態にあるような国では、それが続く間は政策的に管理されねばならない。敗戦国日本はそのような状態にあった。そして、その管理の主体は行政機関(大蔵省)であるべきであろう。とすると、理論的に導かれる「外国為替銀行の外国為替銀行」である中央銀行との関係が問題となる。同行は行政機関ではないうえに、「日本銀行法」上はいわば大蔵省の下部機関であった。そのことが法的根拠とされたわけではないが、GHQによる貿易(外貨)管理が日本に委譲される過程で、大蔵省を「外国為替銀行の外国為替銀行」として位置づけ、日本銀行をその代理人として機能させることによって、日本の外国為替管理は行われるようになってくる。本節の課題はそのような外国為替管理体制が成り立ってくる道筋を辿ることにある。

2. 貿易資金の設置

敗戦直後外国為替取引は45年10月に公布施行された、いわゆるポツダム勅令「金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件」と、外国為替管理法(1941年)および上述の勅令に依拠した大蔵省令「金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件」にもとづき、全面規制(禁止)された。必要な外国為替取引は原則としてGHQと外国銀行の間で行われた。

その年の12月、GHQの指令を受け、貿易庁が開庁し、貿易資金の設置が決まった。貿易庁は補助機関として約80の輸出入代行機関(民間)を指定し、品目ごとに貿易に当たらせた。貿易資金は翌年3月に設置され、貿易資金の受払事務は日本銀行において行われた。

3. 貿易資金特別会計の設置と外国為替管理委員会の発足

その46年6月には民間貿易は禁止される。つまり貿易はすべて国営で行うこととされ、翌年4月に(繊維、食糧、鋳工品、原材料の)4つの貿易公団

が発足する。その間の46年11月には貿易資金に代えて貿易資金特別会計が設置され、貿易資金の歳入歳出が一般会計から区別されようとした。しかし、その特別会計においては通常の貿易の円経理とアメリカからの援助物資の円経理とが混在し、しかもその会計は輸出入価格調整に利用された。言い換えると、援助物資の円代わり金が援助国アメリカの意向に反して輸出入補給金に流用された⁽⁶²⁾。

ところで、貿易公団が活動を始めてから2月後の47年6月には(1887年「横浜正金銀行条例」にもとづく独占的な外国為替銀行であった)横浜正金銀行がGHQから閉鎖機関に指定される。その国内業務は同年1月に開業していた東京銀行に引き継がれた⁽⁶³⁾。しかし、そのさらに2月後の8月に民間輸出貿易が(一般的にいうと、取引はすべて貿易庁を通じ、しかもGHQによる承認が必要という)制限付きで再開されるについて、貿易庁と大蔵省には外国為替取扱銀行の指定が必要となり、東京銀行を含む9行がそれに指定される⁽⁶⁴⁾。輸出代わり金はそれらの銀行を通じて貿易資金特別会計から円で支払われる⁽⁶⁵⁾。

しかし、民間輸出に対する制限は漸次緩和され、49年2月までにその大部分は貿易庁(5月以降通商産業省)の承認だけで行えるようになる⁽⁶⁶⁾。そして、その3月にはポツダム政令「外国為替管理委員会令」によって外国為替管理委員会が「外国為替及び貿易取引の総合的に調整された統制及び管理を行なう」(第1条)機関として設置された⁽⁶⁷⁾。その事務所は日本銀行(本店)に置かれ(第11条)、委員会の事務は日本銀行に取り扱わせるものとされた(第13条)⁽⁶⁸⁾⁽⁶⁹⁾。また同じく「外国人の財産取得に関する政令」の規定を受けて外資委員会も設置され、外資導入への道が開かれた⁽⁷⁰⁾。

対外取引正常化のための環境作りのうえで残るのは、単一為替相場の設定である。同年4月23日GHQは1ドル360円の単一レートを政府に指令し、25日から実施すると発表した⁽⁷¹⁾(ドッジ・ラインの実行はその間の4月1日である)。

4. 貿易特別会計の設置と外国為替資金の発足

49年4月単一為替レートが設定された。それに平仄を合わせて、貿易資金

特別会計が廃止され、貿易特別会計が創設される。その目的は、従来の貿易資金の運用方法を改め、貿易資金の不足（計画性の不足）に対しては歳入歳出の予算制の採用によって、またすでに指摘したような経理内容の不明確さに対しては事業費、経費、（食糧、原材料の2つの貿易公団の廃止にかかわる）清算の3勘定の設定によって対処することにあつた。複数レート制のもとで旧会計（貿易資金特別会計）が輸出入価格調整機能を果たしていたことは前述したが、新会計（貿易特別会計）からはそれは排除される（しかし、その後も一般会計による貿易補給金の支出は続いた）。

そして、その直後5月には、外国為替管理委員会の管掌する外国為替資金が貿易特別会計の中にその事業費勘定資金5億円をもって設置される（その後の資金不足は国庫余裕金の繰替え使用で一時的に補うこととされた）。と同時に、援助物資に関する経理を明確にするために事業費勘定から援助物資勘定が分離され、貿易特別会計は4勘定と外国為替資金の5本立てとなった。そして、貿易および貿易外取引上外貨資金はすべて外国為替資金に集中するように経理された⁽⁷²⁾。

5. 外国為替特別会計の設置

以上のとおり49年5月以降外貨資金はすべて外国為替資金に集中されることになった。外国為替管理委員会は同年11月に外貨資産（敗戦後の輸出超過、対日援助等で蓄積され、GHQ名義で在日外国銀行に預託されていた外貨資産）の経理事務をGHQから引き継ぐ。そのころまでに同委員会の外国為替管理も軌道に乗った証拠である。その12月「外国為替特別会計法」が施行される。外国為替資金は貿易特別会計から分離され、外国為替管理委員会がその運営に当たる外国為替特別会計が発足する。

その円貨資本金は貿易特別会計の中に設置されていた外国為替資金への出資40億5000万円から11月中の為替売買差損を差し引いた30億4700万円（GHQから引き継いだ外貨資本金は1億3558万6000ドルと1962万3000ポンド、円換算で685億9000万円）であった。これでは輸出為替に対する円貨支払に支障をきたすとして、200億円までの借入を認められた。4ヵ月後の50年3月末にはその限度一杯の借入がなされている⁽⁷³⁾。

6. 「外国為替及び外国貿易管理法」の制定

「外国為替特別会計法」は貿易管理をも取り込んだ外国為替管理体制の3本柱の1本であった。その基本をなすのは、同時に実施された「外国為替及び外国貿易管理法」（「外為法」）である⁽⁷¹⁾。「外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保する」（第1条）ことを目的とし、政府が「外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理を行い、もって国民経済の復興と発展とに寄与する」（同）ように、すべての対外取引を原則的に制限または禁止し、制限または禁止は「その必要の減少に伴い逐次」政令または省令で解除されていくものとされた（第2条）。

この「外為法」は「今後日本が外国為替取引と外国貿易に対し、どのような目的と根拠で、どの程度の自主的な管理を行うかを世界に明らかにし、講和会議に伴う対日援助方式の切替え、国際通貨基金への加盟、さらに当面の問題としては、日本側外国為替銀行の対外コルレス取引再開など、日本に対する信頼いかんを基礎条件とする大きな問題に対し、解決の一つの重要な基礎を与えようとするものであった」⁽⁷²⁾。実際、それは外国為替予算制を取り入れ（第3章）てその「実施の中樞」に据え⁽⁷³⁾、「対外経済取引が、日本経済の復興に資するよう正常な進展を遂げるためのガイドラインたる役割を果たすこととなる⁽⁷⁴⁾」。

7. 外国為替管理委員会の改編

新しい外国為替管理体制のもう1本の柱は外国為替管理委員会（FECB）である。上述したように旧来のそれはポツダム政令によっていた。「外為法」の制定と同時に、それが廃止され、「外国為替管理委員会設置法」にもとづき、「本邦の外国為替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的」（第3条）とする同委員会が設置された。

その設置早々の12月末、外国為替管理委員会はGHQから外貨管理に関する全権委任状の公布を受け、GHQが在日外国銀行に維持していた外貨資金（米ドル、英ポンド）のうち米ドル資金がその勘定、すなわちSCAP商業勘定から同委員会名義に移し替えられた。ただし、「SCAP勘定用のFECB勘

定」(FECB a/c for Account of SCAP)としてであった。英ポンド資金のそのような名義変更は翌年3月で、それが文字通りの委員会勘定すなわち FECB Accounts for the Japanese Government となるのは、51年8月のことである⁽⁷⁸⁾。

さて、上述のとおり、米ドル資金が SCAP 商業勘定から外国為替管理委員会名義に移し替えられたのは49年末だった。その年が明けると、外国為替管理委員会は日本銀行に対し、米ドル資金の運営ならびにそれに伴う一切の行為について同委員会の代理人としての権限、および日本銀行がさらに復委任する権限を付与した委任状を公布した⁽⁷⁹⁾。この委任状は GHQ から全権を委任された同委員会が公布したものであり、GHQ の委任状という意味をもつ。旧委員会時代もそうであったように、日本銀行は新委員会の発足後もその完全な実務代行機関に位置づけられたことになる。

そして、51年8月、すでに指摘したように米ドル資金が日本政府へ移管されると、外国為替管理委員会は日本銀行に公布していた委任状を更新し、それにもとづき同行は後述する甲種外国為替銀行(本邦銀行12行、在日外国銀行12行)を復代理人として指名した。英ポンド資金の日本政府への移管は同年10月のことだが、この米ドルに関して行われたのと同じ手続きが英ポンド資金についてもとられた。そして、講和条約発効の3日前の52年4月25日、SCAP 商業勘定の残高の日本政府への移管手続きは完了し、発効の日(4月28日)に実行された。ここに外貨管理権は日本政府に最終的に全面帰属した⁽⁸⁰⁾。

ところで、それぞれの設置目的をみれば明らかなように、新管理委員会の権限と所掌事務は旧委員会のそれに比べ縮小していた。発足後そこがすぐに問題化してくる。というのは、50年6月末には「外国為替管理令」が制定されるというように、外国為替管理の「法規の整備に伴い、法のうえで各行政機関に別個に分与された管理の権限をいかに調整すべきか」という問題をはじめ、外国為替特別会計の運営と貿易金融の問題、予算編成技術の複雑化、『外為法』違反の事例の増加等々新たに解決すべき問題がつきつきに発生してきた⁽⁸¹⁾からである。51年4月施行の「外国為替管理委員会設置法改正法」によって同委員会はその権限を拡張され、所掌事務を追加される。

前者の権限の拡張という点だけに限って述べておく。「外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の取引の手續について、この条に規定する委員会の目的を達成するために必要な調整を行うこと」という1号が旧第3条に追加され、外国為替管理委員会は旧委員会には与えられていた外国為替および貿易についての「総合的に調整された統制及び管理」機能を取り戻した⁽⁴²⁾。

8. 外国為替銀行制度の整備

敗戦後における外国為替管理体制の構築は以上のように進められ、連合国との対日講和条約発効の日までにそこにおける日本の主体性は確保された。それはのちに論じるように、外国為替取引の外国為替特別会計（外国為替管理委員会）への国民的な集約化でもあった。言い換えると、以上で検討してきた過程は外国為替取引を業務とする外国為替銀行制度を整備し、それをその特別会計の管理下に入れてくる過程でもあった。つぎにそれを追跡しよう。

大蔵大臣は、49年11月に前述のように外貨資金の経理事務がGHQから（旧）外国為替管理委員会に移されたのに合わせて、ポツダム政令（「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」）にもとづき外国為替銀行として11行を認可していた。その11行はその12月の「外為法」の公布後は同法（第10条第1項）にもとづいて認可されたとみなされ⁽⁴³⁾、（当初はA級と称されたが）甲種外国為替銀行とよばれた。それはおもに外国為替の売買（この中には外国為替管理委員会勘定を相手方とする外国為替の直物および先物取引も含まれる）、信用状の発行、委託支払、為替の取立または取立の引受等を営み、輸出の認証、輸入の承認の事務およびその他の確認事務が認められた。

それは（貿易管理と一体化された）外国為替管理の技術的な窓口業務の大部分が甲種外国為替銀行によって担われていたことを意味し、それゆえそれらの銀行にとって必要な海外コルレス取引も外国為替管理委員会の規制下におかれることになる。甲種外国為替銀行には後述するように50年6月まで外貨（米ドル）保有が認められなかったが、それがそのもっとも徹底した現れである⁽⁴⁴⁾。それらの銀行はその間、外国為替管理委員会からの委任状によって同管理委員会（FECB）勘定を自己のコルレス勘定として利用し、コルレス取引する以外になかった。すなわち、甲種外国為替銀行は純粋な外国為替

銀行としては制約を受けつつ、外国為替管理の主要な代行機関として機能した⁽⁵⁵⁾。

「外為法」によって甲種外国為替銀行が認定された翌月の50年1月、その「外為法」にもとづく「輸入貿易及び対外支払管理令」の施行によって、輸入貿易の民間方式が発足する（政府輸入制の廃止⁽⁵⁶⁾）。外貨の手持が乏しく（外貨予算の編成が窮屈であり）、また協定貿易を推進するため非協定国との取引は求償貿易に限定されていたために、輸入は強く制約されたが、前年12月には輸出許可制は撤廃されており、とにかくここに輸出入貿易の正常化が達成される⁽⁵⁷⁾。

そこには甲種外国為替銀行の外国為替取引を補完する外国為替銀行の必要性が高まってくるのが含意されている。50年1月以降それらは（当初はB級とよばれた）乙種外国為替銀行として認可されていく。その甲種との違いは在外銀行とのコルレス契約による直接取引、および外貨資金の保有が認められないことにあったが、53年10月からは米ドルの保有は乙種外国為替銀行にも認められた。50年4月の乙種外国為替銀行数は10行だが、54年10月には22行となっている⁽⁵⁸⁾。

9. 「外資に関する法律」の制定

以上のような外国為替銀行制度の編成は、対外取引は外国為替銀行を通じてのみ合法的に決済されること（為銀主義）を保証し、不正な対外資金移動を防止するのに役立つ。そのような法整備は外資導入の促進を図るうえで必須条件である。しかも、それは整った。50年5月、「外為法」の特別法として、その課題を担う「外資に関する法律」（「外資法」）が設けられる。「外為法」による外国為替管理は経常取引と資本取引の両方に及んでいるのに対し、「外資法」は資本取引についてさらに特殊な場合を規制している⁽⁵⁹⁾。

すなわち、「わが国に対する外国資本の投下は、できる限り自由に認め」（第2条）、そして「外国資本の投下に伴って生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する」（第1条）のが「外資法」である。しかし、これは国際収支赤字への一つの対処策でもあった。導入外貨の円への転換に伴い、政府（外国為替特別会計、51年4月からは後述するように外国為替資金

特別会計)は外貨を入手できるからである。

実際、「外資委員会又は大蔵大臣」による外資導入の「認可又は許可に当たっては、国際収支の改善に有効に寄与するものを優先させなければならない」とし、「重要産業又は公益事業の発達」への寄与のいかんをその判定の基準とした(第8条第1項)。「日本経済の復興に悪影響を及ぼすものと認められる場合」などは「認可又は許可してはならない」(同第2項)とされた。なお、そこにおける外資委員会は上述したポツダム政令によるそれではなく、「外資法」の公布と同時に公布された「外資委員会設置法」にもとづくものである。

10. 外国為替資金特別会計の発足と「外国為替銀行の外国為替銀行」

外国為替特別会計(外国為替管理委員会)の設置にはその営む個々の為替取引ごとに外貨資金を同会計に全面的に集中させるという目的があった。それは同特別会計が「外国為替銀行の外国為替銀行」として機能することでもあるが、それはのちに証明する。そのためには、同会計による外貨の集中方式は外国為替銀行に対しその業務上はなほだ手間負担を強いたことをまず問題にしなければならない。

50年6月「外国為替集中規制」が公布され、それまでの集中方式が改められる。すなわち、すでに論及したとおり米ドルについては甲種外国為替銀行には持ち分の保有が許されるようになる。しかし、その実態は外国為替銀行を外国為替管理委員会の代理人とするものであり、外国為替銀行に許されたのは同管理委員会勘定に属す資金の枠内での保有にとどまっていた(制限的な残高集中制)⁹⁰⁾。

他方、外国為替取引の拡大に伴い、外国為替特別会計にもそこに伏在していた運用上の問題点が表面化してくる。そのもとでは貿易特別会計時代から引き続き、取引に伴う円の受払は歳入歳出予算として、一般会計と同じく国会の承認を要することとなっていたからである。外貨の取引高はもともと前もって予測しうるものではないが、必要に応じて(つまり外貨の買取が予算額よりも多額にのぼった場合には)予算の補正措置がとられてきた。

51年4月から「外国為替資金特別会計法」にもとづき、旧来の外国為替特

別会計に代えて同資金特別会計が設置される。新会計では円資金は一般会計からの繰入金をもってし(「外国為替資金特別会計法」第3条)、それに不足が生じた場合には、この会計の責任において、国会の議決を経た予算の限度内で一時借入金をするか、融通証券を発行して一時補足することが認められた。一時とは償還期限が1年以内のことである(同第4条)。

そして、この会計(大蔵大臣)は外国為替資金を外国為替等の売買に運用することを基本的な目的とし、その取引上必要に応じてつぎのような取引を行うものとされる(同第5条)。①外国為替等の外国為替銀行および外国銀行(以下金融機関という)への預入もしくは貸付、②円資金の金融機関への預入もしくは貸付、③金融機関からの外国為替等の預入もしくは借入、④外国為替手形の引受、もしくは金融機関等にかかる債務の保証、⑤金融機関からの円資金の預入、もしくは借越の契約にもとづく円資金の借入、⑥金融機関からの外国為替等の寄託、または金融機関への外国為替等の寄託。

すなわち、外国為替資金特別会計は「外国為替銀行の外国為替銀行」として機能すべく位置づけられているということが出来る。しかし、以上の6つの付随業務を含む外国為替取引はじつは「外国為替特別会計法」でも同会計の機能として認められていた⁽⁹¹⁾。それが「外国為替資金特別会計法」にも引き継がれたわけである。いまやその新会計が外国為替銀行間取引を総括する「外国為替銀行」として機能することを通じ、政府への外貨の全面的な集中が実現される。しかも、大蔵大臣はその際の「事務を、日本銀行に取り扱わせることができ」「日本銀行は、大蔵大臣の指示するところに従い」「大蔵大臣から取扱いを委任された事務の一部を銀行等に取り扱わせることができる」(同第6条)。

11. 外国為替管理体制の最終的整備

外国為替資金特別会計が発足してから5か月後の51年9月、対日講和条約が調印される。それは52年4月に発効し、その8月に行われた行政機構の改革によって外国為替管理委員会および外資委員会は廃止され、それらの権限は大蔵省為替局に統合される⁽⁹²⁾。外国為替管理行政の一元化体制がなる。外国為替管理委員会名義の外貨勘定(FECB 勘定)は大蔵大臣名義(MOF 勘

定)に変更される。同管理委員会から日本銀行宛に公布されていた委任状も大蔵大臣からのそれに更新され、日本銀行はさらに甲種外国為替銀行12行、在日外国銀行12行を復代理人に指名した⁶³⁾。国際通貨基金 (IMF) ならびに国際復興開発銀行 (世界銀行) への加盟が果たされたのは、その少し前5月のことであった。

そのちょうど2年後の54年5月には「外国為替銀行法」が公布される。外国為替取引を容易にし、他方その不法取引の防止が期された。同法にもとづき「主として外国為替取引及び貿易金融の業務を営む」(同第4条)その専門銀行が外国為替銀行とよばれるようになる。したがって、この法律に準拠した銀行(東京銀行)は与信面や店舗網などの点で、普通銀行にはない制約を受ける(同第6条、第9条)。この法律は「外為法」の改正を伴い、従来の「外為法」にもとづく外国為替銀行はその呼称を外国為替公認銀行と改められた(法律67号)。54年10月現在で甲種外国為替公認銀行(外国為替専門銀行もこれに含まれる)は12行であり、乙種外国為替公認銀行は22行にのぼっている⁶⁴⁾。

61) 中心国では対外取引も自国通貨建てで行われると想定できるから、外国為替取引は生まれず、外国為替銀行範疇も成り立たない(宮田『資本と金融』(晃洋書房、2002年)135、139ページ)。

62) これは宮田、前掲稿、8ページでも指摘した。

63) その間の経緯は前掲『昭和財政史』第13巻「金融制度」編第4章第1節1参照。

64) 前掲『昭和財政史』第15巻(1976年)116-117ページ。

65) 貿易資金特別会計を設置した同法は上述のように46年11月に制定施行されたが、47年12月には全面改正されている。借入限度が50億円から100億円に増額され、日本銀行または大蔵省預金部からの借入によるほか、融通証券の発行による借入も認められた。貿易の拡大とインフレーションの進行に伴う貿易資金の運用規模の膨張への対応措置だが、ここではとりわけ融通証券の発行制度に注目しておく。後述するように、それは外国為替資金特別会計における外国為替証券の発行制度に引き継がれる(前掲『昭和財政史』第15巻、230-231ページ)からである。

66) 前掲『昭和財政史』第15巻、24ページ。そのころには民間輸出は輸出全体の90%に達していた(同)。

67) GHQは、日本の「外国為替及び貿易の総合的管理」措置は「国際通貨基金の加盟国が実施している外国為替管理の一般的特徴に合致するものでなければならな

- い」といい、その見地から外国為替管理委員会は「現存する日本政府の各省から独立して」設置するよう指令していた (Memorandum[SCAPIN-1968], SCAP to the Japanese Government, Foreign Exchange Controls, February 2, 1949 (前掲『日本金融史資料』昭和統編第25巻 (1996年) 799-801ページ)。
- 66) この日本銀行に関する規定は外国為替管理委員会と日本銀行が一体であることを謳うものではある。しかし、後者は前者の「代行機関」にすぎない。GHQはその点をつぎのように命じていた。外国為替管理「委員会は必要に応じその事務所を日本銀行本店及び支店に置き、その業務の実行及び記録、帳簿の保管に関し日本銀行を代行機関として指定するものとする」(Memorandum[SCAPIN-1968] (ibid.) (前掲『日本金融史資料』昭和統編第25巻, 800ページ))と。そして、このような外国為替取引上の日本銀行の位置づけは、のちにみるようにその後も受け継がれていく。
- 69) 前掲『昭和財政史』第15巻, 37-46ページ。
- 70) 同, 第1章第2節2, 同第3節8。
- 71) Memorandum[SCAPIN-1997], SCAP to the Japanese Government, Establishment of Official Exchange Rate for Japanese Yen, April 23, 1949 (前掲『日本金融史資料』昭和統編第25巻, 761-762ページ)。
- 72) 前掲『昭和財政史』第15巻, 45-46, 235-236ページ。
- 73) 同, 237-240ページ。
- 74) 同, 49ページ。
- 75) 同, 51ページ。
- 76) 「外貨資金の総合的な使用計画を樹立し、この計画を十分弾力的に常時運用するのが為替統制の最も効果的な方法である」(前掲『昭和財政史』第15巻, 52ページ)。この外国為替予算制度は64年4月にわが国が国際通貨基金8条国に移行するまで続けられた。その52年度までのくわしい分析は同, 第3章を参照。
- 77) 前掲『昭和財政史』第15巻, 55ページ。
- 78) 同, 81ページ。その間に進められたことを記しておく。50年2月, 外国為替管理委員会は在米銀行8行(のちに1行追加)にFECB勘定を開設, 同4月には後述する甲種外国為替銀行と在米外国銀行との直接コルレス取引開始を承認した(同, 80ページ)。
- 79) そのすぐあとに, 外国為替管理委員会は甲種外国為替銀行(後述)と在日外国銀行12行に同委員会勘定の運営に関する委任状を公布している(前掲『昭和財政史』第15巻, 80ページ)。
- 80) 前掲『昭和財政史』第15巻, 80, 81ページ
- 81) 同, 83-84ページ。
- 82) くわしくは同, 84-86ページ参照。
- 83) 外国銀行はGHQの認可銀行として業務を営んでいた(49年11月の「政令」によ

る認可を受ける必要はなかった)が、「外為法」の施行に伴い、10行が外国為替銀行として認可された。それらはそれまで日本側の監督権限外にあったが、ここに日本の外国為替銀行と同じ立場に置かれることになった(前掲『昭和財政史』第15巻, 129-130ページ)。

84 外国為替銀行は在外銀行その他の金融機関と「外為法」の適用を受ける業務を行うための取決めを結ぼうという場合には、外国為替管理委員会の承認を得なければならなかった(「外為法」第11条)。これがはじめて認められたのは、50年4月である。同年6月からは外貨保有が認められるようになるといっても、その実態は同管理委員会勘定に属す資金の枠内でのことであった(後述)。外国為替銀行の海外支店設置は52年9月以降に認められる(前掲『昭和財政史』第15巻, 135-136ページ)。

85 前掲『昭和財政史』第15巻, 123-124, 130-133ページ。

86 ここに貿易公団(鉦工品, 繊維の2公団)はその歴史的使命を終える。50年4月から援助物資と政府輸入物資の処理業務は通商産業省に引き継がれる(前掲『昭和財政史』第13巻, 970ページ)。

87 前掲『昭和財政史』第15巻, 79ページ; 同, 第13巻, 969ページ。

88 前掲『昭和財政史』第15巻, 139-141, 144ページ。

89 同, 第1章第3節6, 7, 8参照。

90 同, 63, 136ページ。

91 同, 237ページ。

92 これは「国際金融行政のうち、貿易に関する部分の外国為替管理は通産省に、その他は大蔵省にという戦前の体制が、再び復活した」(前掲『昭和財政史』第4巻, 597-598ページ)ことを意味する

93 前掲『昭和財政史』第15巻, 82ページ。

94 同, 127, 140ページ。

おわりに

51年10月に前述したとおり48年7月以来固定されていた公定歩合が引き上げられた。それが変更される(引き上げられる)のは55年8月のことである。その間一貫して公定歩合は日本銀行による(景気調節のための)金利政策の手段としては機能してこなかったことが窺える。高率適用制度が活用されてきたことは詳論したところである。多くはオーバー・ローン是正が目的とさ

れてのことであった。しかし、その間の53年9月以降日本銀行は別の理由から金融引き締めに移る。ここではそれを論じ、本稿の結びとする。

別の理由とは国際収支の悪化である。すなわち、52年の「消費景気」⁽⁹⁵⁾に引きつられて53年の経済活動も好調に展開した。しかし、それは輸入の急増と物価の国際的割高⁽⁹⁶⁾や海外景気の低迷に起因する輸出の減少とを伴い⁽⁹⁷⁾、国際収支の急激な悪化を結果した。52年夏に12億ドル近くあった外貨保有高は、53年末には10億ドルを割り、54年3月末には8億ドルに減少した⁽⁹⁸⁾からである。財政も54年度予算編成を機にその緊縮化が図られるが、ここでは扱わない。

日本銀行の引き締め政策は（財政当局の動きに先立ち）当年度第3四半期に始まる（「金融引き締め独走」論）。積極化していた53年度財政の散超がその第3四半期に巨額に達することが予想されたため、国庫指定預金の計画的引き上げや貯蓄運動の格段の推進のほか、ここで注目を要するのはつぎのような施策である⁽⁹⁹⁾。

まず日本銀行内部のことだが、窓口指導の強化があげられる。これは従来から（47年7月に始まるといわれている）取引先銀行に対する資金繰り指導ないし貸出を預金の範囲内に収めるようにという意味の貸出抑制指導として行われてきていたものだが、この53年9月からはおもに都市銀行を中心にして貸出そのものを抑制する指導に重点が移されるようになる。

つぎに高率適用制度における低率（最低歩合および第1次高率）適用限度額の算定方式は前述したように51年10月に改定されたが、その後預金量の増加があり、そのままでは第2次高率適用額が減少し、この制度のもつ量的な信用規制機能が十分には果たせなくなったので、低率適用の限度額が引き下がるよう方式が改められた。同時に、不要不急品および奢侈品の輸入手形は貿易手形制度の適用対象からはずし⁽¹⁰⁰⁾、また貿易手形制度の運用上適用期間を短縮した。さらに、別口外国為替貸付制度⁽¹⁰¹⁾もその適用品目を重要物資に限り、かつ貸付期間が短縮され、輸入関連のスタンプ手形も貸付期間が短縮された。

54年が明けると、54年度の緊縮予算が閣議決定される（金融、財政一体の緊縮政策の始動）。高率適用制度の運用と輸入金融引き締めの再強化が行わ

れる。しかし、国際収支の好転は実現できず、年度末にかけてそれらに思い切った策が施される。

高率適用制度の改正は3月から実施された。第2次高率適用金利の引き上げが行われ、それと同時に、従来その高率適用限度額の算定要因に預金が利用されてきた（この方式だと、預金が増えれば、低利の日本銀行借入限度額が拡大する）のに対し、銀行の運用資産の流動性状況が反映されるような算定方式がとられるようになった。旧方式はもっぱらオーバー・ローン是正を狙いとしていたが、新方式には銀行資産内容の健全化を図るという意図が込められた。なお、この高率適用制度の運用において7月からは輸出金融に対する優遇、輸入金融の抑制の措置がとられた。

輸入金融についても日本銀行依存度を低下させるよう策が講じられた。おもなものをみると、まず1月に輸入決済手形（輸入運賃手形を含む）の再割引扱いが停止され（最低利子歩合による担保貸付を行うこととされ）、「臨時金利調整法」にもとづきそれに対する銀行の貸出金利の最高限度が決められるとともに、輸入関係スタンプ手形の優遇度が縮小された。つづいて3月には輸入関係手形の手形期間の短縮、別口外国為替貸付の新規貸付承認の取りやめ（制度の廃止は57年7月）、輸入関係スタンプ手形制度の廃止が措置された。

54年度にも引き締め策は維持され、その年度後半には所期の効果はほぼ達成される⁽¹⁰²⁾。すなわち、引き締め政策の浸透もたらず経済の調整現象（生産者在庫の累増、卸売物価の下落、鋳工業生産の低下など）を伴いながら、国際収支は赤字幅を確実に縮小させ、54年第3四半期には黒字に転じる⁽¹⁰³⁾。オーバー・ローンも解消された。都市銀行だけの場合だと55年度末のことだが、全国銀行でみると54年度末には達成されている⁽¹⁰⁴⁾。こうして55年度は「国際収支の大幅改善、物価安定、あるいはオーバー・ローンの是正の3者を同時に達成しながらの経済の拡大」を実現した「戦後経済最良の年」となる⁽¹⁰⁵⁾。

95 経済審議庁『昭和28年度経済白書』（1953年7月）（復刻『経済白書』第4巻（日本経済評論社、1975年））20ページ。

- 96 前掲『日本銀行百年史』第5巻, 464ページ(図1-3)参照。53年から54年にかけて輸出物価指数は上昇しているのに対し, 輸入物価指数は52年秋以来低下してきている。
- 97 51年は輸出13億5400万ドル, 輸入16億4500万ドル, 貿易赤字2億9100万ドル, 52年は輸出12億8900万ドル, 輸入17億100万ドル, 貿易赤字4億1300万ドルであり, そのような輸出の減退と輸入の増加は53年に一段と顕著になる。53年は12億5900万ドルの輸出に対し輸入は20億5000万ドルであり, 赤字幅は7億9200万ドルに増えている。ただし, 経常収支は51年も52年も黒字, 53年は赤字である(日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和29年版, 268ページ)。
- 98 大蔵省銀行局『第3回銀行局金融年報』昭和29年版, 16ページ。
- 99 前掲『日本銀行百年史』第5巻, 450-457ページ; 前掲『第3回銀行局金融年報』16-20, 41-45ページ参照。
- 100 前述のように, 50年1月から輸入貿易が一部を除いて民間に移行することに鑑み, 日本銀行は輸入貿易手形も再割引適格手形として扱うようになっていた。
- 101 宮田, 前掲稿, 13ページ注24
- 102 前掲『日本銀行百年史』第5巻, 459-463ページ参照。
- 103 日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和30年版, 275-276ページ
- 104 前掲『日本銀行百年史』第5巻, 573ページ(表3-11)。
- 105 経済企画庁『昭和31年度年次経済報告』(1956年7月)(復刻『経済白書』第7巻(日本経済評論社, 1976年))2, 4ページ。